

越前市学生合宿誘致推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前市学生合宿誘致推進事業（以下「推進事業」という。）を通じて、学生団体に越前市学生合宿誘致推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用通則)

第2条 補助金の交付等については、この要綱に定めるもののほか、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「交付規則」という。）の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において「高等学校」、「大学」、「短期大学」及び「高等専門学校」とは、それぞれ学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校、大学、短期大学及び高等専門学校をいう。

2 この要綱において「宿泊施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業に係る施設をいう。ただし、市長が不適当と認める施設を除く。

3 この要綱において「学生合宿」とは、高等学校の生徒又は大学、短期大学若しくは高等専門学校の学生により構成されるサークル、クラブその他の課外活動団体（以下「学生団体」という。）が技術の向上を目的として行う、宿泊を伴う学習、訓練、研修等をいう。

4 この要綱において「延べ宿泊数」とは、学生団体に所属する生徒又は学生の当該学生合宿における延べ宿泊者数とする。ただし、公式大会、イベント等への参加に伴う宿泊に係る宿泊者数及び前泊に係る宿泊者数を除く。

5 この要綱において「地域交流活動」とは、学生合宿の実施期間中に福井県内で学生団体が行う観光施設の見学、体験学習、地元団体と合同で行う取組又は地域住民との交流等をいう。

(事業内容)

第4条 市長は、推進事業により本市で学生合宿を行う学生団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(対象となる学生合宿)

第5条 補助金の交付の対象となる学生合宿は、次に掲げる要件をすべて満たす学生合宿とする。

- (1) 県外に所在する高等学校、大学、短期大学又は高等専門学校生徒又は学生によって構成される学生団体によって行われるものであること。
- (2) 市内の宿泊施設に宿泊するものであること。
- (3) 延べ宿泊人数が20人以上(同一の学生合宿について同一の学生団体が複数の宿泊施設に分散して宿泊する場合は、合わせて1件の学生合宿として計算する。)であること。

2 前項の規定にかかわらず、学生合宿が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 営利を目的としているもの。
- (2) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの。
- (3) 公序良俗に反するもの。
- (4) その他市長が不適当と認めるもの。

(交付対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者は、前条に規定する学生合宿を行う学生団体の代表者とする。

(複数年度にわたる合宿の取扱い)

第7条 1件の学生合宿が複数年度にわたり実施される場合の交付対象年度は、当該学生合宿の最終宿泊日の属する年度とする。この場合における延べ宿泊人数は、当該学生合宿の初日から最終日までの延べ宿泊人数とする。

(補助対象経費等)

第8条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 宿泊施設での宿泊に係る経費
- (2) 地域交流活動に係る経費。ただし、学生合宿に参加した者が参加したものに限る。

2 補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。ただし、1学生団体につき、申請1回当たり50万円を限度とする。

(1) 宿泊施設での宿泊に係る経費に対する補助金 実費又は延べ宿泊人数に
1, 500円を乗じて得た額のいずれか小さい額

(2) 地域交流活動に係る経費 参加者の人数に250円を乗じて得た額

(交付申請書の審査)

第9条 補助金の交付を受けようとする学生団体の代表者は、あらかじめ交付規則第3条第1項の補助金等交付申請書に事業計画書（様式第1号）を添付して市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第10条 補助金の交付決定を受けた学生団体の代表者は、補助金の交付の対象となった学生合宿を終えたときは、越前市学生合宿誘致推進事業補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 宿泊証明書（様式第3号）

(2) 学生合宿参加者名簿（様式第4号）

(3) 地域交流活動成果報告書（様式第5号）（地域交流活動を行った場合に
限る。）

(4) 領収書等の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の支払)

第11条 市長は、学生団体の代表者から交付規則第17条第1項の規定による適正な請求があったときは、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を交付する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(令和５年度及び令和６年度の補助金の額の特例)

- 3 令和５年度及び令和６年度に交付決定する補助金の額に係る第８条第２項の規定の適用については、同項第１号中「１，０００円」とあるのは、「１，５００円」とする。

附 則

この要綱は、平成２４年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年２月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年２月１４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年５月１６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年１２月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 7 月 2 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にされた改正前の越前市学生合宿誘致推進事業実施要綱第 9 条の規定によりされた交付申請に係る補助金の額は、なお従前の例による。